

# 博多織会館展示場利用規程

## (令和3年2月5日施行)

博多織会館展示場（以下「展示場」という。）の管理運営に関し必要な事項は以下のとおりとする。

### 第1条（利用の目的）

展示場は、組合員が製造する製品等の共同展示、共同販売を行うことを目的とする。  
ただし、理事長が必要と認める利用については、この限りでない。

### 第2条（開館時間）

展示場の開館時間は、毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午後5時までとする。  
2 休館日は、組合の休日（就業規則第21条）とする。ただし、理事長が必要と認めるときは、開館時間及び休館日を変更することがある。

### 第3条（常設展示）

常設展示は、博多織工業組合の組合員に限る。  
2 常設展示を希望する組合員は、「常設展示利用申請書（様式1）」を理事長に提出しなければならない。

### 第4条（企画展示等）

展示会、会議、講演会等の企画展示等（以下、「企画展示等」という。）は、博多織工業組合の組合員及び理事長が必要と認める事業者とする。  
2 企画展示等を希望する者は、「企画展示等利用申請書（様式2）」を理事長に提出しなければならない。

### 第5条（利用許可）

利用の許可は、「展示場利用許可書（様式3）」を交付して行う。ただし、許可を受けた事項に変更がある場合には、速やかに変更の届け出を提出し、許可を受けなければならない。  
2 理事長は、前項の許可に際して、施設の管理上必要な条件を付すことがある。  
3 許可利用者は、施設を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

### 第6条（許可の取消し）

理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、既にした許可を取り消すことがある。  
(1) 許可利用者が施設の管理上の指示又は指導に従わないとき。  
(2) 施設の管理上支障があると認められるとき。

### 第7条（特別な設備、備品）

許可利用者は、展示場に特別な設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、理事長が必要があると認めて許可したときは、この限りでない。  
2 許可利用者は、展示に必要な備品類（常設の什器類は除く。）は、自ら準備し設置しなければならない。  
3 理事長は、展示場の管理上必要があると認めるときは、許可利用者の負担において展示場に特別な設備、備品を設置するよう命じることがある。  
4 許可利用者は、前項の設備を許可期間満了後、その負担において撤去し、原状に回復しなければならない。

## 第8条（使用料及び減免）

組合員の利用については、常設展示・企画展示等ともに使用料は無料とする。

- 2 組合員以外の者の許可利用（企画展示等のみ）については、以下のとおりとする。

利用単位	金額	消費税
午前10時から午後1時まで	1,000円	10% 尚、改正などがあった場合には新税率に準ずる。
午後1時から午後5時まで	1,500円	
全日（午前10時から午後5時まで）	2,000円	

- 3 使用料は、利用許可後、1週間以内に指定の口座（振込手数料は利用者の負担）か組合事務局において支払うものとする。
- 4 前項の許可利用者で、次の各号に掲げる区分に応じ、使用料を減額し、又は免除する。
- (1) 組合が主催し、又は共催する行事に利用するとき 全額免除
  - (2) 組合が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき 5割相当額
  - (3) その他、理事長が特に必要と認めるとき 理事長が必要と認める額
- 5 企画展示等の利用において、商品等の販売を伴うものについては、使用料とは別に販売手数料として売上の15%を組合に支払うものとする。

## 第9条（商品の委託販売）

組合員が常設展示において、商品類の販売を組合に委託して行う場合には「展示場委託販売契約書（様式4）」にて組合と契約を締結しなければならない。

- 2 前項の委託販売の販売手数料は、売上の小物30%、帯40%と定める。

## 第10条（利用者の管理義務）

許可利用者は、利用期間中その利用に係る展示場の施設、付属設備、展示品、資料等（以下「施設等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 許可利用者が、その責めに帰すべき事由により、展示場の施設等を破損し、滅失し、又は汚損して組合に損害を与えたときは、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 3 許可利用者及び組合以外の第三者による展示品等の破損、紛失などについては、両者が誠意をもって協議し、処理するものとする。

## 第11条（規定外の事項）

ここに定めるもののほか、展示場の管理に関し必要な事項は、理事長が定める。

(様式2)

## 企画展示等利用申請書

令和 年 月 日

博多織工業組合理事長 様

申請者 所在地 (住所)

団体名

代表者名

電 話

印

博多織会館展示場の施設の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、利用に際しては、展示場の利用規程を遵守し、善良な管理者の注意をもって、誠実に利用します。

利用目的	種 別	展示会 (販売の有・無)、会議、講演会、その他 ( )		
	事 業 名			
	具体的内容			
	主催者名			
	共催者名			
	後援者名			
利用期間	年 月 日 (曜日) から 年 月 日 (曜日) まで 日間			
	詳細	搬入・準備	月 日 ( 時 分から 時 分まで)	
		開催日時	月 日 時 分から	
			月 日 時 分まで	
	搬出・後片付け	月 日 ( 時 分から 時 分まで)		
展示物等	展示物の ( 有 ・ 無 ) 販売物の ( 有 ・ 無 ) * 展示物、販売物、使用する什器、特別な設備等の明細を添付して下さい。			
参加者数等	期間中の参加者 (入場者) 見込み 延べ 人 * 展示会、会議、講演会等の参加予定者等の内容がわかる資料を添付して下さい。			
責任者及び担当者	責任者氏名	連絡先		
	担当者氏名	連絡先		
使用料の減免申請	する ・ しない (理由 )			

\* 記載内容に変更があった場合には、速やかに組合事務局に届け出てください。